

国の「持続化給付金」申請サポート会場が 三木商工会議所では 5月31日（日）から開設されます。

スマートフォンやパソコンを使ってご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、三木商工会館 4 階会議室に 5月31日（日）より、「申請サポート会場」が開設されます。

「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制となっています。事前予約なしにご来場いただいてもサポートが受けられませんのでご注意ください。

1. 事前予約の方法

予約方法は、①Web 予約、②電話予約（自動）、③電話予約（オペレーター対応）の3パターンがございます。

※三木商工会議所（商工会館 4 階研修室、大会議室）会場での

申請サポート予約は5月25日（月）から受付可能です。

申請サポートは、5月31日（日）からスタートします。

① Web 予約

「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。

「持続化給付金」の事務局ホームページ URL:<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

② 電話予約（自動）

下記の「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」までお電話ください。音声ガイダンスに沿ってボタン操作することで申請会場を予約できます。

※その際、予約する会場の【会場番号】が必要になります。三木商工会議所の会場番号は「2817」です。

受付専用ダイヤル 0120-115-570 受付時間：24 時間予約可能

③ 電話予約（オペレーター対応）

「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」にて、申請サポート会場の予約を受け付けます。

電話予約窓口 0570-077-866 受付時間：平日、土日祝日ともに、9 時～18 時

2. 申請サポート会場にご持参いただく書類

【必要書類のコピー（できれば現物）】

中小法人の場合

- 確定申告書別表一の控え（1枚）※及び法人事業概況説明書の控え（2枚）計3枚
（対象月の属する事業年度の直前の事業年度分）
※収受日付印が押されていること（e-Taxの場合は受信通知）
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
（2020年〇月と明確な記載があるもの）
- 法人名義の口座通帳の写し（法人の代理者名義も可）

個人事業者等の場合

- 確定申告書類
〔青色申告の場合〕
2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）※と所得税青色申告決算書の控え（2枚）計3枚
〔白色申告の場合〕
2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）※計1枚
※収受日付印が押されていること（e-Taxの場合は受信通知）
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
（2020年〇月と明確な記載があるもの）
- 申請者本人名義の口座通帳の写し
- 本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書）

3. 申請サポート会場にお越しに来る前の事前相談について

三木商工会議所 中小企業相談所では、「持続化給付金」の申請をスムーズに行うため、申請手続きに必要な書類等の事前確認など、事前のご相談に応じています。

連絡先：三木商工会議所 中小企業相談所
三木市本町2丁目1番18号
電話 0794-82-3190